

カーボン・オフセット第三者認証基準(案)に対する意見の募集
(パブリックコメント)の結果について

カーボン・オフセット制度における第三者認証基準(案)に対する意見の募集の結果について

1. 意見募集の概要

カーボン・オフセット制度運営委員会では、制度の実施に必要な基準類等の制定及び改廃に係る審議を行っており、第5回及び第6回カーボン・オフセット制度運営委員会では、カーボン・ニュートラルとカーボン・オフセットのルール共通化を見据え、カーボン・オフセットの算定方法について整理を行った「カーボン・オフセット第三者認証基準(案)」を策定し、以下のとおり意見の募集(パブリックコメント)を実施した。

募集期間:平成25年10月10日(木)～平成25年10月24日(木)

告知方法:電子政府の窓口(e-GOV)、環境省ホームページ

意見提出方法:電子メール、郵送、FAXのいずれか

2. 提出された意見数

意見数:5団体、5件

3. 提出された意見

パブリックコメントを通じて提出された意見は、次頁以降のとおり。

パブリックコメントを通じて提出された意見とその回答

意見番号	該当箇所	意見	意見に対する回答及び対応案
1	2.3.8 温室効果ガス排出量等の算定方法	<p>本件基準案2.3.8は、1-1型商品・サービスオフセットについて、「推奨」というカテゴリーを設けていますが、「推奨」と「任意」は、どう違うのでしょうか？</p> <p>私の意見では、算定対象範囲はなるべく広く取ることが望ましいというのであれば、「任意」とされている対象についても、「推奨」するべきだと思います。</p> <p>そして、もし使用・維持管理については、他の「任意」とされている対象よりも特に強く算定対象範囲に含めて欲しいという意向なのであれば、「算定が著しく困難である等の特別の事情がない限り、原則として必須」などとするべきだと思います。</p>	<p>本認証基準案では算定対象範囲について、「算定対象範囲はなるべく広めにとり、主要な温室効果ガス排出源を算定対象範囲に可能な限り含めることが望ましい」とした上で、算定範囲に最低限含めるべき排出源を「必須」として、各認証区分に定めております。その上で、1-1型（商品・サービスオフセット）の算定対象範囲においては、使用・維持管理段階での排出量が多い商品も想定されるため「必須」とすることも検討いたしました。本制度をご利用される方の利便性を考慮し、またカーボン・オフセットの取組が自発的・自主的な取組である事にも鑑み、「推奨」といたしました。</p> <p>パブリックコメント用参考資料等では、「必須」でも「推奨」でもない排出源を「任意」として説明させていただきました。</p>
2	2.3.11クレジットの調達と無効化、 3.1.1.9クレジットの調達と無効化	<p>カーボン・オフセット第三者認証基準（案）2.3.11 クレジットの調達と無効化 について</p> <p>1.カーボン・オフセット第三者認証基準（案）2.3.11 クレジットの調達と無効化 本基準においてオフセットに用いることができるクレジットは、a)～e)のJ-VER等のクレジットになっており、国内クレジットが認められていません。J-VER等と国内クレジットは同類のクレジットであるにも関わら</p>	<p>1.について</p> <p>カーボン・オフセットに用いる京都メカニズムクレジット以外のクレジットについては、クレジットの信頼性の観点より、日本国政府又は地方公共団体（以下「日本国政府等」という。）が運営しているJIS Q14064-1及びJIS Q 14064-2 に準拠した制度において 我が国におけるIAF（国際認定フォーラム）のMLA（品質マネジメントシステム、環境マネジメントシステム又は製品認証に関する相互承認）に署名している認定機関からJIS Q 14065（温室</p>

意見 番号	該当箇所	意見	意見に対する回答及び対応案
		<p>ず、取扱（調達）に差をつけている意味をご説明いただければ幸いです。</p> <p>2．2013年4月から、J-VER（環境省所管）と国内クレジット（経済産業省・環境省・農林水産省）が統合され J-クレジット制度がスタートしています。取扱（調達）に差をつけられた意味を存じ上げていない中恐縮ですが、国民から見られたときに、省庁の垣根は依然として残っており、従来の取組となんら変わっていないとの誤解を招くことや関係省庁が一体となってクレジット制度を推進していく機運に水をさす懸念があります。</p> <p>省庁の垣根を越えて、クレジット制度の推進を図っていくべき鋭意努力をしている状況の中で、a)～e)の J-VER 等のクレジットに、国内クレジットを追加していただきたいことを意見として述べさせていただきます。</p> <p>上記1，2につきまして、よろしくお願いたします。</p>	<p>効果ガス妥当性確認・検証機関の国際規格）認定を取得した検証機関が、JIS Q 14064-3 に準拠した妥当性確認・検証を行っていることとして、カーボン・オフセット第三者認証基準2.3.11で定めております。</p> <p>2．について カーボン・オフセット制度の信頼性維持のため、使用できるクレジットは、上述の要件を満たしていることが必要です。今後、条件を満たすクレジットが発足しましたら運営委員会にて検討いたします。</p>
3	2.3.11クレジットの調達と無効化、 3.1.1.9クレジットの調達と無効化	<p>カーボン・オフセット第三者認証基準のカーボン・ニュートラル認証における利用可能なクレジットとして、国内クレジットの活用を100%認めるよう求める。</p> <p>・理由 2013年度以降の排出削減分となる国内クレジットと、その以前に創出された2008年度から2012年度までの国内クレジットは、時間軸の違いだけでクレジットの質として変わりはないと考えます。</p> <p>2013年度以降に削減された国内クレジットが移行届済み J-クレジットとして活用が認められるように、2008年度から2012年度に創出された国内クレジットも100%使用可能とす</p>	<p>カーボン・オフセット制度の信頼性維持のため、使用できるクレジットは意見番号2の1の回答で提示した要件を満たす必要があります。</p> <p>移行届は、あくまでも制度移行期間の例外的な措置と御理解ください。</p>

意見番号	該当箇所	意見	意見に対する回答及び対応案
		<p>ることを希望します。</p>	
4	<p>2.3.11-クレジットの調達と無効化、 3.1.1.9 クレジットの調達と無効化</p>	<p>【意見】 カーボン・オフセットの信頼性を高め、普及促進するためには、オフセット認証、ニュートラル認証ともに使用できるクレジットに「国内クレジット」を入れるべきです。</p> <p>【理由】 カーボン・オフセットの目的は「我が国を低炭素化」することです。このオフセットはコンプライアンスのための制度ではなく、市民参加型のボランティアなオフセットを推進することで、必要な資金が必要な事業者に流れることを目的としています。それには「オフセットの信頼性」の構築が不可欠であり、そのために認証基準があると考えます。</p> <p>現在、国内クレジットはJ-VERの倍以上発行され、CSRやオフセットで無効化された量はJ-VERのそれを大きく上回っています。第三者認証基準から除外することは「国内クレジットによるオフセットの基準はない」と言うこととなります。このままでは量の多い「国内クレジット」によるオフセットの方が「第三者認証基準」に準じたオフセットを大きく上回り</p>	<p>国内クレジットは、環境自主行動計画に基づく業界における目標達成のために企業間で取引し償却することを念頭に創設されたものです。</p> <p>一方で、J-VERはカーボン・オフセットに用いられるクレジット制度として創設され、意見番号2の1で提示した要件を満たすクレジットを創出する制度として運用してきました。</p> <p>創設の経緯の異なる制度が並立している状況を改善し今後のカーボン・オフセットの信頼性をより高めるために、2013年度より両制度を発展的に統合させたJ-クレジット制度を創設しました。</p> <p>今後は、J-クレジット制度を中心に、信頼性の高いクレジットを利用していただくことで、国民の皆様信頼性の高いカーボン・オフセットを認識していただくよう制度の運用を図っていきます。</p>

意見 番号	該当箇所	意見	意見に対する回答及び対応案
		<p>ます。これは最も大切な「オフセットの信頼性」を損なうものでオフセットそのものの崩壊につながりかねません。</p> <p>2015年に京都クレジットが無効になると、この「第三者認証基準」制度は殆どJ-VERだけの小さな制度になってしまいます。「国内クレジット」も認証の対象とし、オフセット基準を適用することは、「我が国のカーボン・オフセットを一つの基準で運用する」ことで「オフセットの信頼性」を高めることにつながります。</p> <p>国の温対法等で調整に使用できる「国内クレジット」を除外する理由が分かりません。このままでは二つの制度が存在し、一般市民からの信頼は到底得られないでしょう。</p>	
5		<p>「制度事務局、登録認証委員会、制度管理者によるカーボン・オフセットとカーボン・ニュートラルの計画および認証に係る登録/取得/変更/一時停止/取消し情報の公表については、政府が取り組んでいるオープンデータの考えに基づく公開をしていただきたい。」</p>	<p>カーボン・オフセット制度ホームページにおける情報の公表につきましては、オープンデータに関する政府方針の策定状況を見ながら対応を検討して参ります。</p>